難民事業本部案内

難民に向き合い未来を築く

RHQ

Refugee Assistance HeadQuarters

目次

1. 難民とは …… 1
（1）難民とは …… 1
（2）日本に暮らす難民等 …… 2
2. 難民事業本部の事業 …… 3
（1）定住支援事業 …… 3
（2）難民認定申請者・補完的保護対象者認定申請者への援助事業 …… 9
（3）広報・啓発事業 …… 9
3. 難民事業本部の組織 …… 10
（1）難民事業本部とは …… 10
（2）難民対策連絡調整会議構成員と難民事業本部 …… 10
（3）沿革 …… 11
（4）（公財）アジア福祉教育財団の事業 …… 12
4. 資料 …… 13
5. 年表 …… 22

1. 難民とは

（1）難民とは

難民条約※1では、難民を「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」と定義しています。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の統計※2によると、2025年末現在、紛争や迫害により故郷を追われた人の数は1億1,780万人となりました。その内UNHCRが支援の対象としている難民は約2,850万人います。このような難民や避難民に対して、UNHCRを中心に、日本を含めた各国が国際的な保護と救援活動を行っています。

※1 「難民の地位に関する条約」（1951年）、「難民の地位に関する議定書」（1967年）により、難民の法的保護と地位などが規定されています。日本は1981年に加入しました。
※2 UNHCR, GLOBAL TRENDS 2025
※3 UNHCRが支援の対象としている難民（Refugees under UNHCR's mandate）の出身国（Country of Origin）上位10か国（https://www.unhcr.org/refugee-statistics/download）

●UNHCRが支援対象とする難民の出身国※3（2025年末現在）

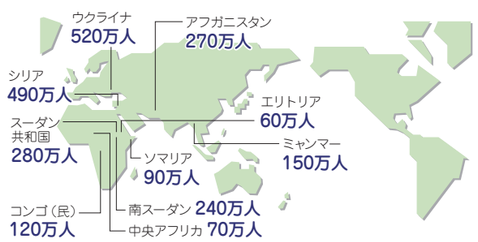

難民に向き合い未来を築く

Refugee Assistance HeadQuarters

RHQのスローガン「難民に向き合い未来を築く」について

RHQのスローガンは、二つの理念を表しています。
一つは、RHQは、難民等の支援にあたり、一人ひとりと真摯に向き合います。そして、その未来を育むお手伝いをします。
二つは、RHQは、難民等の支援を通じて、一人ひとりを自立した地域の構成員として日本社会に包摂していくことを目指します。そして、難民等が社会の力になることで、日本の未来にも資するよう努めます。

（2）日本に暮らす難民等

インドシナ難民

1975（昭和50）年のベトナム戦争終結時、インドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）では相次いで政変が起きました。新しい体制の下で、迫害を受けるおそれや国の将来に不安を抱き、周辺諸国に流出した人々をインドシナ難民と呼びます。

日本には、1975（昭和50）年5月、最初のボート・ピープルが千葉県に上陸し、一時滞在を認められました。その後もボート・ピープルの到着が相次いだため、人道的な国際貢献のひとつとして、1978（昭和53）年、日本政府は閣議了解で、一時滞在中のベトナム難民の日本への定住を認め、翌年にはアジア地域の難民キャンプに滞在しているインドシナ難民や留学生等の定住を認めました。

インドシナ難民は、難民事業本部が運営する定住促進センターで、日本語教育や就職あっせん等の「定住支援プログラム」を受講し、日本各地に定住しました。受入れが終了した2005（平成17）年度末までに、11,319人のインドシナ難民が日本での定住を許可されました。難民事業本部は現在も、インドシナ難民に対する各種生活相談などの支援を継続して行っています。

インドシナ難民の発生と移動

漂流し、救助を求めるボート・ピープル

条約難民（難民認定者）

条約難民とは、難民条約（1951年「難民の地位に関する条約」）又は難民議定書（1967年「難民の地位に関する議定書」）に定義された難民の要件に該当すると判断された人を指します。日本は1981（昭和56）年に難民条約に加入し、従来の出入国管理法令を改正し、新たに難民認定制度を導入するとともに、法律の名称も「出入国管理及び難民認定法（入管法）」と改称しました。日本において、難民条約等に定義された難民に該当するか否かの判断（難民の認定）は、出入国在留管理庁が所管しており、2025（令和7）年末までに1,797人が条約難民として認定されています。

2002（平成14）年の閣議了解により、条約難民への定住支援の実施が決定され、翌2003（平成15）年より「国際救援センター」、同センター閉所後は2006（平成18）年より「RHQ 支援センター」において、条約難民及びその家族のうち希望者に対する定住支援プログラムが実施されています。

補完的保護対象者

出入国管理及び難民認定法（入管法）では、補完的保護対象者とは、「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第１条Ａ（２）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう（入管法第２条第３号の２）。」※1と規定しています。このような、難民条約上の難民に該当しないものの、保護を必要とする外国人などを確実に保護する制度として、2023（令和5）年12月1日より、補完的保護対象者認定制度の運用が開始されました。2025（令和7）年末までに2,137人が補完的保護対象者として認定されています。

2023（令和5）年の閣議了解により、補完的保護対象者への定住支援の実施が決定され、翌2024（令和6）年4月よりRHQ支援センターにおいて、補完的保護対象者とその家族のうち希望者に対する定住支援プログラムが開始されました。

※1 難民条約第１条Ａ（２）に規定する「迫害を受けるおそれがある理由」は、「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見」の５要件とされています。

対面授業の様子

第三国定住難民

第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、新たに受入れに合意した第三国へ移動させることです。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題の解決策の一つとして、第三国への定住を挙げています。第三国定住による難民の受入れは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されています。

日本においては、2008（平成20）年の閣議了解により、第三国定住による難民の受入れが決定されました。当初はパイロットケースとして、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を、2010（平成22）年より5年間、毎年約30人（家族単位）受け入れました。2015（平成27）年度以降は、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受け入れることになり、さらに2019（令和元）年6月の閣議了解により、受入れ可能な難民がマレーシアのミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民へ変更となり、受入回数も年2回に増え、単身者の受入れも実施されることとなりました。2026（令和8）年4月までに136世帯337人を受け入れました。

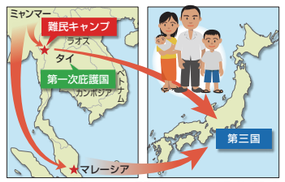

第三国へ定住するまでの流れ

第三国定住難民は、来日後RHQ支援センターで約6か月間の定住支援プログラムを受講し、日本における定住のための基礎的な教育や訓練を受けた後、日本での定住生活を開始します。難民事業本部は、定住支援プログラム修了後も、地方自治体や雇用事業主、地域自治会や協力団体等との連携・協力の下、難民の自立定住のため、きめ細かい支援を継続して行っています。

2. 難民事業本部の事業

(1)定住支援事業

難民事業本部は、RHQ支援センターにおいて、条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者を対象に定住支援プログラムを実施しています。

● 入所対象者

①法務大臣から難民として認定された人(条約難民)とその家族※。
②法務大臣から補完的保護対象者として認定された人とその家族※。
ただし、①②とも既に定住支援プログラムを受講された方は除きます。
※家族とは、条約難民および補完的保護対象者の配偶者や親、未婚の子どもで、日本での在留資格がある外国人を指します。
③日本政府が第三国定住難民として受け入れた人。

● コース

コースによってオンライン授業(グループ学習)となる場合があります。
572授業時間の日本語教育と、120授業時間の生活ガイダンスの計692授業時間のコースです(1授業時間=45分)。
第三国定住難民は、半年コース(昼間)(前期/後期)です。条約難民とその家族及び補完的保護対象者とその家族は、半年コース(昼間)(前期/後期)又は1年コース(夜間)を選べます。

コース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条約難民 補完的保護対象者 (半年コース)	(前期)月~金 9:30~15:50						(後期)月~金 9:30~15:50					
条約難民 補完的保護対象者 (1年コース)	月~金 18:30~20:55											
第三国定住難民 (半年コース)	(前期)月~金 9:30~15:50						(後期)月~金 9:30~15:50					

※コースによっては、オンライン授業(グループ学習)となる場合があります。

入所者に支給される生活援助費 (2026年4月現在)

生活援助費	生活費	12才から……1日 2,400円 ※ただし世帯の中の2人目以降の大人は1,600円。 11才まで……1日 1,200円 ※1年コースは上記の半額を支援
	医療費	プログラム期間中に医療機関に支払った治療費等の実費
	住居費	プログラム期間中に支払った家賃に対する世帯人員に応じた補助額 ※1年コースは上記の半額を支援
	定住手当 (プログラム修了時の一時金)	16才から……1人 156,900円 15才まで……1人 78,450円

● 定住支援プログラム

難民、補完的保護対象者及びその家族が日本社会で自立した生活を営むため、①日常生活に必要な日本語力を身につける日本語教育、②日本の社会制度や生活習慣、文化、保健衛生等を学ぶ生活ガイダンス、③就職先や職場適応訓練先のあっせんを行っています※。

※補完的保護対象者とその家族のための定住支援プログラムには、③の就職に関する支援は含まれません。ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等の支援を行っています。

①日本語教育では、生活の基礎となる日本語能力の習得を目標にしています。日々の生活や仕事に直結する内容とし、行動目標の達成を重視したカリキュラム編成を行っています。

②生活ガイダンスでは、日本の生活に必要な知識や制度を学びます。防災、ゴミの分別やゴミ出しのルール、遵法や社会保障制度、税制、健康管理などです。

③就職支援としては、履歴書の書き方や面接の受け方を指導したり、職場適応訓練の紹介や就職後の定着指導を行っています。

プログラム修了後の就職促進のための援助金※3 (2026年4月現在)

就職促進のための援助金	訓練受講援助費 (訓練生である難民に支給) 期間:6ヵ月以内	基本手当 1日 3,640円~4,480円(訓練生の居住地域による) 受講手当 1日 500円 通所手当 実費
	職場適応訓練費 ①一般指導分:訓練を実施する事業主への委託費 ②特別指導分:上記に加えて、第三国定住難民2人以上のグループで訓練を実施した事業主への委託費	①月額(21日以上の実施) 25,000円 ②月額(8日以上の実施) 25,000円
	雇用開発助成援助費※1 (第三国定住難民を雇用した事業主に対する賃金助成) 期間:1年間	賃金(賞与等を除く)の $\frac{1}{3}$ ※大企業の場合は $\frac{1}{4}$
	広域求職活動援助費	規程による運賃額及び宿泊料
	職場体験講習費 (講習を実施する事業主への委託費)	月額(21日以上の実施) 25,000円
	移転援助費※2	●規程による運賃額 ●着後手当 単身12,700円 家族25,400円 ●移転料(距離による) 単身 31,000円~94,000円 家族 62,000円~188,000円

※1 職場適応訓練費と雇用開発助成援助費は重複して支給されません。
※2 宿泊施設入居者に限る。
※3 補完的保護対象者等には支給されません。

● 相談対応

RHQ支援センターでは、日本語教育相談員や職業相談員が常駐し※、日本語学習や就労等に関する様々な相談に対応しています。また、精神衛生カウンセラーが心の健康に関するアドバイスを行うこともあります。

※オンラインや電話等で相談を受けることがあります。

RHQ支援センター(2006年4月開所)

■入退所者数 (人)

年度		'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	計	合計
入所者	条約難民	19	25	31	29	28	29	28	17	15	11	17	12	18	18	19	14	98	106	83	67	684	1,440
	第三国定住難民	—	—	—	—	27	18	0	18	23	19	18	29	22	20	0	0	35	47	46	14	336	
	補完的保護対象者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	227	193	420	
内日本語受講者	条約難民	17	21	27	24	24	26	21	17	14	11	14	10	12	15	15	14	74	73	72	46	547	1,229
	第三国定住難民	—	—	—	—	22	13	0	15	17	16	15	25	16	16	0	0	30	40	43	13	281	
	補完的保護対象者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	214	187	401	

年度		'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	計	合計
退所者	条約難民	19	25	31	29	28	29	28	17	15	11	17	12	18	18	19	14	98	106	83	67	684	1,440
	第三国定住難民	—	—	—	—	27	18	0	18	23	19	18	29	22	20	0	0	35	47	46	14	336	
	補完的保護対象者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	227	193	420	
内就職者※	条約難民	6	7	6	10	8	3	6	8	10	6	8	4	4	3	3	4	22	13	17	6	154	366
	第三国定住難民	—	—	—	—	10	8	0	9	12	12	14	15	11	11	0	0	26	38	40	6	212	

※センターあっせんによる。補完的保護対象者とその家族のための定住支援プログラムには、就職に関する支援は含まれません。ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等の支援を行っています。

RHQ支援センターにおける定住支援 プログラム半年コースの例(第三国定住難民の場合)

来日 → 日本語教育・生活ガイダンス・保育 → 2か月目 → 3か月目 → 4か月目 → 学校見学・体験 → 5か月目 → 就職先の見学や面接など → 修了 → 学習発表会・修了式 定住地への引っ越し

来日

大人クラス

子どもクラス

保育

学校体験の様子(第三国定住難民)

職場見学

学習発表会

● 難民等生活相談

難民定住者は、本国や在日大使館から保護を受けられず、出生証明書等の書類が入手できないなど、難民特有の問題を抱えています。

難民事業本部では、相談員が電話や窓口にて、難民や補完的保護対象者からの子育てや医療、行政手続など、生活に関わる幅広い相談を受け付けています。また、難民に対しては、難民が集住する地域に難民相談コーナーを置き、相談しやすい環境を整備しています。

第三国定住難民に対しては、各定住地域に「地域定住支援員」を置き、病院受診、健康維持管理、子どもの教育など、日常生活の様々な場面で支援や助言を行うとともに、地域関係者と連携し、難民が地域で安心して生活できるよう、きめ細かな対応を行っています。

名古屋国際センター 相談窓口

難民等相談 年間集計（2025年4月ー2026年3月）

分類	相談内容	合計(回)
1 職業	求職	76
	就職	8
	離・退職	20
	職場の問題	32
	訓練／センター入所	32
	労働災害	2
	雇用保険	6
	免許・資格	3
	職業／他	131
	職業　小計	**310**
2 家族生活	結婚	469
	妊娠・出産	223
	離婚	9
	死亡	29
	保育・児童相談	103
	年金・老人	141
	生活保護	103
	税金	142
	親子問題	17
	コミュニティ活動	22
	生活／他	1,626
	家族生活　小計	**2,884**

分類	相談内容	合計(回)
3 教育	転入学	47
	進学	192
	奨学金・援助金	333
	日本語	121
	機材・教材	7
	学校生活	439
	教育／他	201
	教育　小計	**1,340**
4 住宅	公営住宅	112
	民間住宅	97
	住宅トラブル	64
	住宅／他	241
	住宅　小計	**514**
5 医療	病気・怪我	639
	医療費	130
	精神障害	53
	身体障害	1
	健康介護保険	19
	薬物依存症	0
	予防接種	35
	医療／他	293
	医療　小計	**1,170**

分類	相談内容	合計(回)
6 事故犯罪	交通事故	2
	災害・傷害	1
	犯罪・裁判	14
	事故／他	15
	事故犯罪　小計	**32**
7 国籍入管	帰化	555
	永住申請	64
	在留手続き	133
	家族呼寄せ	139
	移住・帰国・送還	212
	外国人登録原票の開示請求	0
	難民申請・審査請求	12
	仮放免	2
	入管／他	247
	国籍入管　小計	**1,364**
8 難民認定申請者保護費	措置照会	3,238
	調査、面接	1,954
	支給、領収	3,337
	ESFRA	71
	連絡人	3
	保護費／他	1,494
	保護費　小計	**10,097**

分類	相談内容	合計(回)
9 情報提供	職業	37
	家庭生活	33
	教育	30
	住宅	48
	医療、健康	59
	事故犯罪	0
	入管、在留資格	14
	難民認定申請者保護措置	0
	海外の難民	0
	国内の難民	1
	RHQの活動	10
	ボランティア事業	0
	NGO情報	0
	情報／他	246
	情報提供　小計	**478**
10 その他対象外	RHQへのクレーム	1
	その他のクレーム	2
	対象外	1
	その他／他	124
	その他対象外　小計	**128**
合計		**18,317**

相談窓口一覧

	場所	受付時間	最寄駅	TEL、FAX
東日本	難民事業本部 本部事務所	月～金 9時30分～12時30分 13時30分～17時	東京メトロ日比谷線広尾駅４番出口より徒歩１分	TEL　0120-090091 （難民相談者専用） TEL　0120-925357 （難民認定申請者専用） TEL　03-3449-7029 （難民認定申請者） TEL　03-3449-7049 （難民相談窓口） TEL　0120-400-250 03-6721-7570 （補完的保護対象者・認定申請者用） FAX　03-3449-7016

	場所	受付時間	最寄駅	TEL、FAX
西日本	難民事業本部 関西支部	月～金 9時30分～12時30分 13時30分～17時	JR神戸駅すぐ JR神戸駅NKビル11F （令和8年12月よりJNODE神戸11F）	TEL　0120-090091 （相談者専用） TEL　078-361-1720 FAX　078-361-1323
	大阪府 八尾市役所	第２、第４水 10時～12時 13時～16時 （予約制）	近鉄八尾駅より徒歩５分	TEL　0120-090091
	兵庫県 姫路市役所	月～金 10時～12時 13時～16時 （予約制）	JR姫路駅よりバス、市役所前下車	TEL　0120-090091
	名古屋 国際センター	木 10時～12時 13時～16時 （予約制）	JR名古屋駅より徒歩７分	TEL　0120-090091

注意：祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く。

● 生活ハンドブック・医療用語集

難民、補完的保護対象者が日本で生活していくうえで、困ったことや分からないことがあった際に活用できる「生活ハンドブック」と「医療用語集」を発行し、ホームページに掲載しています。右記のQRコードからダウンロード可能です。

「生活ハンドブック」は、英語・フランス語・アラビア語・ミャンマー語・ペルシャ語・ウクライナ語・パシュトー語で、くらし・教育・病気・行政手続きなど、困ったときの対応方法や日本のシステムなどを紹介しています。「医療用語集」は、ベトナム語・英語・フランス語・ミャンマー語・ペルシャ語・アラビア語・ウクライナ語で発行しています。

認定者向け

補完的保護対象者向け

● 教育訓練援助金

難民定住者、補完的保護対象者とその家族が小・中学校、高校、大学等へ進学・入学した場合、次のような一時支援金を支給しています。

名称		趣旨	対象者	金額
教育訓練援助金	第1種	大学（短大を含む）及び大学院に入学した者への学資援助金	大学（短大を含む）及び大学院生（勤労学生に限る）	10万円
	第2種	高校に入学した者への学資援助金	高校生	5万円
	第3種	専修学校及び各種学校等（日本語教育等）に入学した者への学資援助金	専修学校及び各種学校等生徒	5万円
	第4種	雇用した難民に雇用主が行う技能資格取得、日本語教育等の訓練に対する援助金	雇用主	訓練１回４千円
	第5種	小学校、中学校に入学した者への学資援助金	小学生・中学生	小学生２万円・中学生３万円

※インターナショナルスクールも対象となる場合があります。詳しくは難民事業本部援護課（03-3449-7049）にお問い合わせください。

● インドシナ難民のための各種証明書

定住経歴証明書

インドシナ難民定住者が、婚姻や帰化などをする際、必要な証明書を母国や在日大使館から受けることが困難であるという事情から、難民事業本部では、希望者に定住経歴証明書を発行しています。

この証明書には、インドシナ難民として法務大臣から定住許可を受けた者であることや、入国日や定住促進センターへの入所経歴などが記載され、各種証明書に代わるものとして、活用されています。

身分証明書

インドシナ難民は閣議了解に基づき法務大臣から一括して定住許可を受けており、ほとんどが個別に難民認定を受けていないため、官公庁から難民としての身分を証明する文書の発給を受けていません。

難民事業本部は、インドシナ難民としての身分が分かるように、身分証明書を発給しています。インドシナ難民定住者が、就職する際や、公営住宅の申込みをする際などに利用されています。

ご案内

● 「第三国定住難民であることの証明書」等の交付申請について（外部機関への申請）

第三国定住難民の方の婚姻、帰化等の手続のため、平成26年１月24日付け難民対策連絡調整会議決定第４の規定に基づき、「第三国定住難民であることの証明書」及び「第三国定住難民の子であることの証明書」を政府機関が交付しています。これら証明書の交付を希望する方は下記をご参照願います（令和６年10月更新）。

・申込みに必要な申請書は、出入国在留管理庁のホームページから、英語、ミャンマー語でダウンロードできます。
「第三国定住難民であることの証明書」等の交付申請
https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00046.html
（参考）内閣官房ホームページ難民対策連絡調整会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/index.html

・申請先は下の宛先まで
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室
Refugee Recognition Office, Border Management Division,Immigration Department, Immigration Services Agency of Japan
電話番号 045-370-9755
Phone: 045-370-9755

● 職業相談・紹介

職業紹介の様子

厚生労働省より無料職業紹介所としての許可を受け、難民及びその家族に特化した職業相談・就職あっせんを行っています。難民等を対象とする求人も、企業より直接受け付けています。

RHQ支援センターと関西支部に配置した職業相談員が、センター入所者の就職先や、職場適応訓練先のあっせんを行っています。また、既に地域で自立して生活する難民定住者の就職あっせんや、就職後のフォローについても、雇用事業所やハローワーク等の関係機関と連携しながら行っています。

● 雇用促進事業

難民等の雇用環境の充実を目的に、ハローワークをはじめ、企業や自治体など関係機関との情報交換のため、雇用促進会議を開催しています。また、難民等の職場を訪問し、就労に関する課題の把握や、職場定着のための助言、求人開拓等も行っています。

● 日本語教育相談

RHQ支援センター入所者の日本語学習や進学等の相談に対応し、定住支援プログラム修了後も継続して日本語を学べるよう、地方自治体や日本語教育機関及び支援団体等と連携し、フォローアップを行っています。特に第三国定住難民については、定住する地域において日本語コーディネーターを置き、継続的に日本語教育の支援を行っています。

RHQ支援センターと関西支部に配置した日本語教育相談員が、日本語の学習法や教材などの紹介や、日本語学習の相談に応じています。また、日本語ボランティアをはじめ、学校や地方公共団体、事業所等からの問い合わせや相談にも応じ、必要な日本語学習の情報提供や専門的助言を行っています。

● 教材開発・援助

難民定住者や日本語教育機関・支援団体などに難民事業本部が開発した教材等を無償で提供しています。「にほんごえじてん」や「はじめましてにほん」などの学習教材や用例付き語彙集は、難民事業本部ホームページで紹介しています。

開発教材

日本定住まで

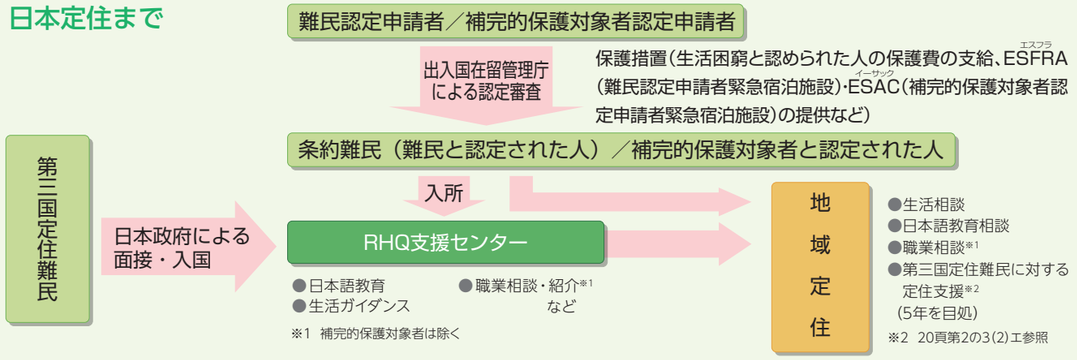

第三国定住難民の入国から定住までの支援の流れ

入国 → 定住支援プログラム → 転居 → 定住後の支援（定住先地域）

定住支援プログラム　実施期間：約6ヵ月間　月-金　9:30-15:50

●定住支援プログラムは難民事業本部が実施します
定住支援施設で実施。難民は施設近隣の宿泊施設から通学。

●日本語教育（572授業時間※）…日常生活に必要な日本語（聞く・話す・読む・書く）の習得。
◆大人クラス：進度別少人数教育体制。
◆子どもクラス：教科内容を取り入れた授業を実施。

●生活ガイダンス（120授業時間※）…日本の生活に必要な知識を通訳を介して指導。
◆指導内容例：ごみの出し方・日本の法律・医療・健康管理・防災知識・社会保障制度・日本文化など
◆学校体験（児童のみ）：施設近隣の小学校で数週間体験入学を実施。

●職業相談・紹介…専門の相談員が職業相談・職業あっせんを実施。履歴書の書き方、面接の受け方、職場見学や就職後の指導も行う。

●定住に向けた準備…定住先地域での住居の確保、就労先の確保、保育所・学校等への受入れに向けた調整（自治体等関係機関と連携して実施）

未就学年齢児童には保育士による保育を実施

※1授業時間=45分

地域定住支援

●定住後は地域定住支援団体が支援します
地域定住支援団体（支援員）として難民事業本部から委嘱を受けた団体や個人が、難民が定住先地域で生活を開始・継続するにあたって、必要となる様々な支援を行います。また、難民事業本部と地域定住支援団体が連携して必要に応じて通訳支援を実施します。

●日常生活支援…転入・新生活開始に伴う諸手続きの支援、通学・通勤の指導、ゴミ出しなど日常生活のルールの指導、病院受診の補助などを行います。

●職場での支援…難民の雇用企業および雇用を予定している企業に対して、助成金を支給するほか、就職後も職場に適応できるよう、専門のスタッフによる相談や支援等のアフターケアを実施しています。

●日本語教育支援…地域で難民が日本語学習を継続できる環境を整備するとともに、難民を受入れてくださる地域の日本語教室へ支援を行います。

生活ガイダンス

日本語教育（子どもクラス）

職場での支援

第三国定住難民の定住当初の定住地（第1～18陣　計136世帯337名）

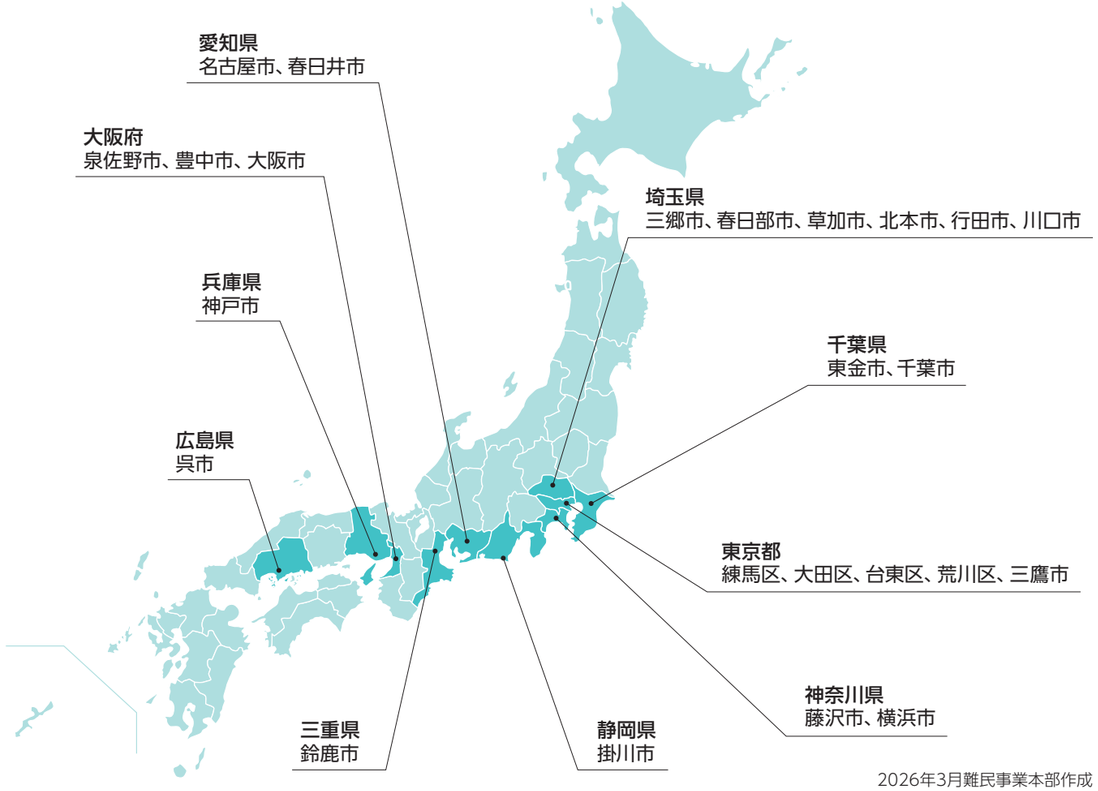

2026年3月難民事業本部作成

（2）難民認定申請者・補完的保護対象者認定申請者への援助事業

難民認定の申請を行っている人のうち、難民事業本部の調査に基づいて、生活困窮者と認められる人に対して、1995（平成7）年度から保護費（生活費・住居費・医療費）の支給を行っています。2003（平成15）年12月からは宿泊場所がないと認められる人へ一定の条件の下緊急宿泊施設（ESFRA：Emergency Shelter for Refugee Applicants）の提供を行っています。

また、2023（令和5）年12月1日に補完的保護対象者認定制度が施行されたことに伴い、補完的保護対象者認定申請者についても、申請者のうち生活に困窮するなど保護が必要と認められる人に対して、保護費（生活費・住居費・医療費）を支給しています。宿泊場所がないと認められる人に対しては一定の条件の下緊急宿泊施設（ESAC：Emergency Shelter for Applicants for Complementary protection）の提供に努めています。

（3）広報・啓発事業

難民問題の専門家及びボランティアの育成や、難民支援分野での他NGOとの連携を強化、国内の難民理解を深めることなどを目的として、難民問題に関するセミナーや難民理解講座を開催しています。また、国際協力に関するイベント等で広報・啓発に努めています。

イベント開催・出展

難民理解講座で講義

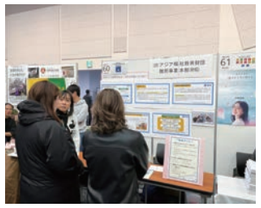

ワンワールドフェスティバル2025での広報活動

グローバルフェスタ2024での広報活動

ワークショップ難民2025（関西支部）

RHQホームページ

ホームページには様々なコンテンツをご用意しています。

・難民、ウクライナ避難民、補完的保護対象者、難民認定申請者の方へのご案内（日本語、英語、フランス語、アラビア語、ペルシャ語、ミャンマー語、一部ウクライナ語）

・定住支援プログラム修了者の声

・難民の雇用をご検討されている雇用主の方々へのご案内

など

難民を雇用されている事業所の声

2025年世界難民の日に募集した受講生のメッセージ

3. 難民事業本部の組織

（1）難民事業本部とは

難民事業本部（Refugee Assistance Headquarters、RHQ）は、政府（出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省）から委託を受けて、難民等の支援を行う団体です。本部事務所（東京都港区）、関西支部（兵庫県神戸市）、RHQ支援センター（東京都）から構成されており、難民とその家族の日本での定住を促進するため、難民支援に関する様々な事業を行っています。また、難民認定申請者に対する援助事業や広報・啓発事業も実施しています。

難民事業本部は、1975（昭和50）年にインドシナ各国で相次いで起こった政変により流出したベトナム、ラオス、カンボジアの難民（インドシナ難民）の受入れを日本政府が人道的な観点から決定した際、それら難民の日本での定住を支援する組織として、アジア福祉教育財団に1979（昭和54）年11月に設置されました。

それ以来、難民事業本部は、日本政府の委託を受けて、日本への定住を希望する難民に対し、日本語教育や就職あっせん等を行う定住支援プログラムを実施しています。日本政府が受入れたインドシナ難民、条約難民（難民認定者）、そして第三国定住難民等を定住支援事業の対象としています。1995（平成7）年からは、難民認定申請者に対する保護費の支給等の援助事業を実施しています。

また、2022（令和4）年3月から日本に滞在するウクライナ避難民の支援事業を開始し、2023（令和5）年12月1日からは、補完的保護対象者の認定制度が開始されたことに伴い、政府委託のもと、補完的保護対象者認定申請者に対する保護費の支給等の援助事業を開始しました。2024（令和6）年4月からは補完的保護対象者として認定された方に対する定住支援プログラムを開始しました。

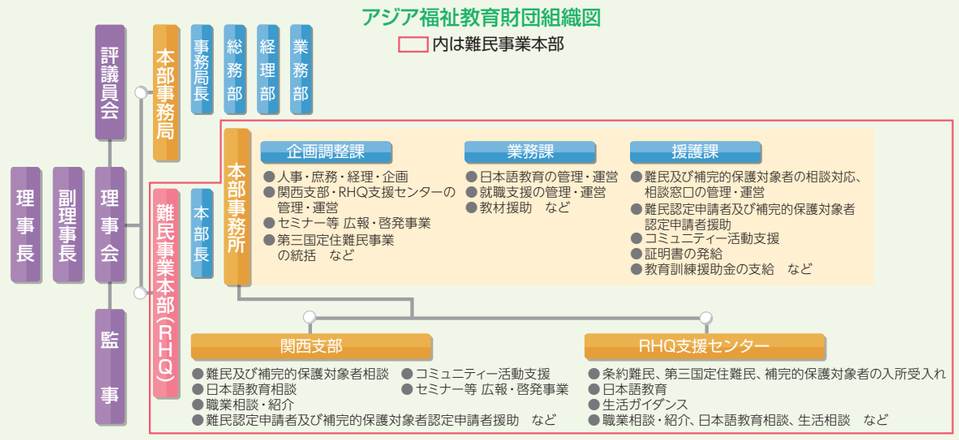

（2）難民対策連絡調整会議構成員と難民事業本部

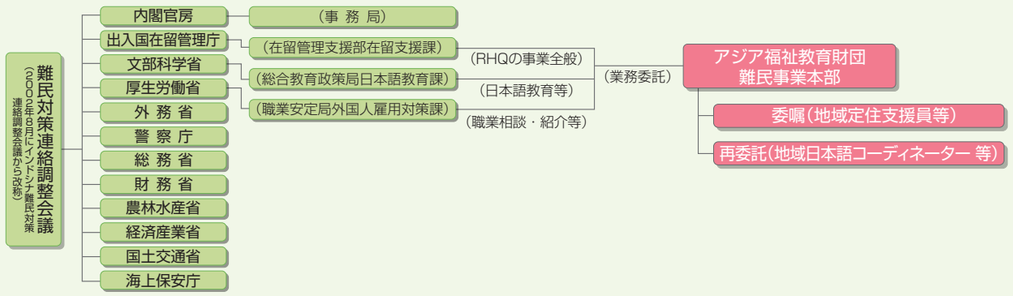

（3）沿革

1979（昭和54）年～1989（平成元）年

ベトナム戦争の終結時、ベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ三国から、難民が大量に流出しました。日本政府は、人道的な国際貢献のひとつとして、インドシナ難民の定住受入れを決定し、1979（昭和54）年7月、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を発足しました。同年12月12日、日本政府はアジア福祉教育財団（東京都港区）に事業を委託し、同財団内に難民事業本部が設置されました。

難民事業本部は、日本への定住を希望する難民に対し、定住支援プログラム（日本語教育や就職あっせん等）を行うことを目的として、同年12月に「姫路定住促進センター」（兵庫県姫路市）、1980（昭和55年）年2月に「大和定住促進センター」（神奈川県大和市）を開所しました。また、日本に上陸したボート・ピープルの一次庇護のため、1982（昭和57）年2月に「大村難民一時レセプションセンター」（長崎県大村市）を、ボート・ピープルの流入増と滞留の長期化に対処するため、1983（昭和58）年4月に「国際救援センター」（東京都品川区）をそれぞれ開所しました。

1990（平成2）年～2002（平成14）年

インドシナ三国の政情が安定し、ボート・ピープルの流入が減少したことなどから、1995（平成7）年3月に「大村難民一時レセプションセンター」を、1996（平成8）年3月に「姫路定住促進センター」を、さらに1998（平成10）年3月に「大和定住促進センター」を順次閉所しました。

1996（平成8）年以降は、合法出国計画（ODP：Orderly Departure Program）によるベトナムからの呼び寄せ家族の受入れが中心となり、難民事業本部は「国際救援センター」で彼らの受入れと定住支援プログラムを行いました。また、西日本地域に居住しているインドシナ難民のアフターケアや、関係団体との連絡調整を目的に、1996（平成8）年6月、兵庫県神戸市に「関西支部」を開設しました。

1995（平成7）年度からは、日本で難民認定を申請している者のうち、生活に困窮している者に対する援助事業を開始しました。

2003（平成15）年～2021（令和３）年

2002（平成14）年閣議了解により、条約難民に対する定住支援の実施が決定されたことを受け、難民事業本部は翌2003（平成15）年より、インドシナ難民と同様に、条約難民に対しても定住支援を開始しました。

日本政府が2005（平成17）年度末をもってインドシナ難民の受入れの終了を決定したことに伴い、難民事業本部は2006（平成18）年3月末に「国際救援センター」を閉所しました。その後継施設として同年4月に「RHQ支援センター」を東京都内に開所しました。

2008（平成20）年、日本政府はパイロットケースとしてタイの難民キャンプに暮らすミャンマー難民を、第三国定住により日本に受け入れることを決定しました。難民事業本部は、彼らの受入れと定住のための支援事業を実施することとなり、2010（平成22）年9月に来日した第1陣の5家族27名を「RHQ支援センター」にて受け入れ、定住支援プログラムを提供しました。その後も継続して第三国定住難民の受入れと定住支援を行いました。5年間のパイロットケース終了後、政府は第三国定住事業の継続的な実施を決定し、2015（平成27）年からはマレーシアに一時滞在するミャンマー難民の受入れを行いました。2019（令和元）年６月閣議了解により、第三国定住による難民の定住許可要件が2020（令和２）年４月１日から変更となり、受入れ可能な難民がマレーシアのミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民へ変更されました。難民事業本部は、これまで日本政府により受け入れられた第三国定住難民の定住支援を実施しています。

2022（令和4）年～現在

2022年2月、ウクライナにロシア軍が軍事侵攻を開始したことを受けて、日本政府は同年３月、ウクライナ避難民対策連絡調整会議を設置し、ウクライナ避難民の受入れを決定しました。難民事業本部は政府委託のもと、ウクライナ避難民に対する生活費等の支援を行っています。

また、条約上の難民ではないものの難民と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023（令和5）年12月1日より補完的保護対象者認定制度が開始されました。難民事業本部では、同制度が創設されたことに伴い、政府委託のもと、2023（令和5）年12月から補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮している者に対し保護費の支給及び緊急宿泊施設の提供を開始し、2024（令和6）年4月からは補完的保護対象者として認定された方に対する定住支援プログラムを実施しています。

1979年、インドシナ難民への支援を行うため、難民事業本部の設置が決まった

姫路定住促進センター
1979年開所～1996年閉所

大和定住促進センター
1980年開所～1998年閉所

大村難民一時レセプションセンター
1982年開所～1995年閉所

国際救援センター
1983年開所～2006年閉所

RHQ支援センター
2006年開所～現在

（4）（公財）アジア福祉教育財団の事業

（公財）アジア福祉教育財団（FWEAP）は、政府の委託を受けて難民事業本部が行う難民定住支援事業以外にも、以下のような難民定住者等への支援事業及びアジア諸国福祉関係者の招聘事業を実施しています。

教育事業等への資金援助

〇難民コミュニティ団体が行う活動への支援

難民や外国にルーツを持つ人々が、地域社会の一員として共に社会を支える存在となることを目指し、難民コミュニティによる課題解決や地域とのつながりを促進する活動に対して資金援助を行っています。

〇難民児童生徒に対する学習支援への資金援助

第三国定住難民の児童生徒を対象に千葉県内で補習教室を運営する（社福）さぽうと２１に対して資金援助を行っています。

避難民である講師による地域住民との
ワークショップへの資金援助

日本定住難民とのつどい

〇表彰

①難民コミュニティや日本社会への貢献を行った難民定住者等、②難民定住者等を積極的に雇用して待遇・就労環境に特別な配慮を行っている事業主、③難民定住者等に生活や教育等の分野で具体的な支援を行ってきた団体を表彰し、優れた功績を広く知らせています。

YouTubeにて
公開中

〇難民定住者との意見交換会

各難民コミュニティ間での相互の情報交換、協力の促進などを目的に意見交換会を開催しています。難民コミュニティが直面する課題について支援団体も交えて共に話し合い、課題解決への方策を探っています。

〇難民コミュニティ間の交流イベント

様々な難民コミュニティが協力して交流イベントを企画・運営することにより、交流・相互理解の機会を創出します。

アジア諸国福祉関係者の招聘

アジア17カ国・地域から社会福祉等の分野に携わる関係者を日本へ招聘し、各国共通の問題・課題について互いに学び合い、人的ネットワークの構築を行っています。

2025年度受賞　難民定住者

2026年度招聘
「皆が参画する社会を目指して　災害時あらゆる人を
取り残さないために」葛飾区防災公園の視察

4. 資 料

難民・補完的保護対象者認定申請者数及び条約難民・補完的保護対象者認定者数の推移 (令和7年末時点) (出典:出入国在留管理庁)

(人)

年	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03
難民認定申請者数	530	44	62	29	54	48	47	50	32	42	68	50	73	52	147	242	133	260	216	353	250	336
条約難民	67	63	31	10	3	6	12	2	2	1	3	6	1	2	1	1	16	16	22	26	14	10
補完的保護対象者認定申請者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補完的保護対象者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人道配慮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	2	3	9	3	3	3	42	44	36	67	40	16

年	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	合 計
難民認定申請者数	426	384	954	816	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373	11,298	**129,158**
条約難民	15	46	34	41	57	30	39	21	18	6	11	27	28	20	42	44	47	74	202	303	190	187	**1,797**
補完的保護対象者認定申請者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	678	1,273	311	**2,262**
補完的保護対象者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1,661	474	**2,137**
人道配慮	9	97	53	88	360	501	363	248	112	151	110	79	97	45	40	37	44	580	1,760	1,005	335	525	**6,914**

インドシナ難民定住許可数の推移 (2005年12月31日をもって受入れ終了) (出典:法務省資料)

(人)

年	'78	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	合 計
国　内	3	2	50	48	216	395	738	484	129	262	164	152	171	263	239	97	84	30	1	1	5	1	0	0	0	1	0	0	**3,536**
海　外	—	92	346	393	217	248	229	240	149	291	193	194	321	370	411	300	165	85	4	4	5	5	9	40	15	9	18	19	**4,372**
元留学生等	0	0	0	742	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**742**
ODP	0	0	0	20	23	32	12	6	28	26	143	115	242	147	142	161	207	116	126	152	122	152	126	91	129	136	126	69	**2,669**
合　計	3	94	396	1,203	456	675	979	730	306	579	500	461	734	780	792	558	456	231	151	157	132	158	135	131	144	146	144	88	**11,319**

姫路定住促進センター (1979年12月開所～1996年３月閉所)

(人)

年	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	合計
入 所 者	56	244	217	216	226	237	95	159	123	185	169	182	155	148	139	64	25	**2.640**
内日本語受講者	48	199	153	183	202	156	82	141	98	134	168	142	125	128	114	52	24	**2,149**
退 所 者	26	196	192	219	248	215	160	146	102	167	186	155	174	159	159	122	54	**2,640**
内就職者	19	94	119	151	160	124	80	88	45	86	98	88	98	93	71	62	32	**1,508**

大和定住促進センター (1980年２月開所～1998年３月閉所)

(人)

年　度	'79※	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	合 計
入 所 者	17	288	228	218	194	187	147	120	135	165	131	172	136	134	66	79	96	93	35	**2,641**
内日本語受講者	13	239	156	171	134	138	102	95	101	125	91	124	143	105	78	41	119	85	30	**2,090**
退 所 者	0	195	234	212	224	188	148	108	173	118	156	165	137	140	104	59	115	77	88	**2,641**
内就職者	0	104	100	95	90	88	46	50	72	43	54	50	42	52	50	29	44	14	22	**1,045**

※1980年4月以前に入所した者

大村難民一時レセプションセンター (1982年２月開所～1995年３月閉所)

(人)

年	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	合 計
入 所 者	—	—	61	989	764	545	475	255	149	258	3,141	232	384	56	641	15	**7,965**
退 所 者	—	—	0	949	825	541	387	307	156	265	2,564	710	377	137	564	183	**7,965**
内民間施設	—	—	0	852	714	535	326	179	46	136	497	30	83	29	18	0	**3,445**
内センター	—	—	0	50	25	2	0	123	103	119	1,255	49	0	1	0	0	**1,727**
内第三国出国	—	—	0	47	86	4	61	3	7	10	0	0	0	0	0	0	**218**
内入管施設等	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	812	631	294	107	546	183	**2,573**

国際救援センター (1983年４月開所～2006年３月閉所)

(人)

年	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	合 計
入 所 者	—	—	—	—	745	444	341	196	179	125	1,319	308	232	306	321	207	105	102	163	172	124	140	141	163	164	139	107	**6.242**
内日本語受講者	—	—	—	—	512	401	270	189	76	164	318	331	205	264	273	187	99	94	93	215	122	134	136	158	161	136	102	**4,640**
退 所 者	—	—	—	—	329	612	360	250	179	138	1,106	383	305	320	310	318	128	118	123	189	221	140	141	162	164	139	107	**6,242**
内就職者	—	—	—	—	202	351	195	113	79	95	110	243	177	87	126	111	45	46	32	55	95	50	50	57	52	48	48	**2,467**
内第三国出国	—	—	—	—	20	44	68	58	54	13	127	38	7	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	**441**

インドシナ難民定住許可数

(2005年12月31日をもって受入れ終了) (出典:法務省資料)

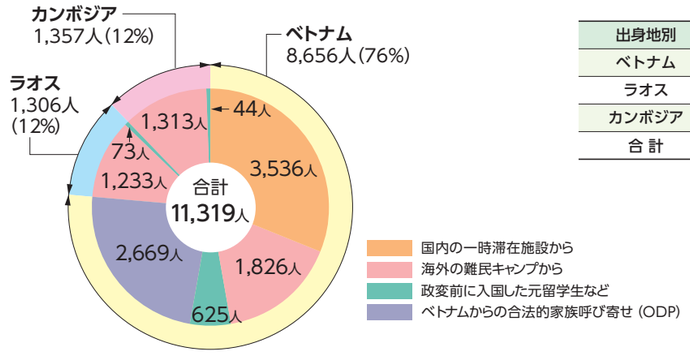

インドシナ難民定住者の帰化許可数(累計)

(2026年3月31日現在　難民事業本部調べ)

(人)

出身地別	男	女	合 計
ベトナム	733	512	1,245
ラオス	98	126	224
カンボジア	191	186	377
合 計	**1,022**	**824**	**1,846**

○難民対策に関する閣議了解

インドシナ難民の定住対策について(抄)

(昭和55年６月17日閣議了解)

2　定住許可条件の緩和

アジア諸国に一時滞在しているインドシナ難民の定住許可条件を次のように改める。

イ　日本人の配偶者、親若しくは子又は日本人若しくは日本に適法に在留する外国人の親族で相互扶助が可能と認められるもの(養子を含む。)

ロ　次のいずれかに該当する者であって、確実な呼寄せ人があるもの又は生活を営むに足りると認められる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者、親若しくは子又は同行するその他の親族で相互扶助が可能と認められるもの

(イ)かつて、在外日本国公館又は在外の日本企業等に相当期間雇用されたことのある者

(ロ)かつて、留学生、研修生等として相当期間日本に適法に在留したことのある者

(ハ)かつて、日本人の個人的使用人として相当期間雇用されたことのある者

(ニ)かつて、日本政府若しくは日本政府機関の援助によって設立された技術研修機関等で日本人専門家から、又は青年海外協力隊員から、相当期間日本語、職業上の技術、柔道等を学んだ者

(ホ)上記(イ)、(ハ)及び(ニ)のほか、かつて日本人と共同して、又は日本人の直接の指揮、指導の下に相当期間働いた者

(ヘ)その他、日本語の会話能力がある等、日本社会への適応力があると認められる者

ハ　長期にわたり保護者となるにふさわしい善意の者であると認められる里親のある者

3　ヴィエトナムからの家族呼寄せ

ヴィエトナム在住のヴィエトナム人であって、国際連合難民高等弁務官事務所とヴィエトナム社会主義共和国との間の1979年５月30日付け了解覚書に基づき、家族との再会のため本邦に入国を希望するものについて、上記了解覚書に定める手続きに従うことを条件に、善良な社会人として生活を営むと認められる者であって、次のいずれかに該当するものについては、その入国を許可することができるものとする。

イ　日本人の配偶者、親又は子(養子を含む。)

ロ　日本に適法に在留する外国人の配偶者、親又は未婚の子(養子を含む。)であって、相互扶助が可能と認められるもの

ハ　上記イ又はロに随伴する親族で、その家族構成等からみて、人道上特に入国を認めることが相当と認められるもの(相互扶助可能な場合に限る。)

難民対策について(抄)

(平成14年８月７日閣議了解)
(令和5年12月1日一部改正)

政府は、難民等(補完的保護対象者を含む。)に関する諸問題に対処するため、次の措置をとるものとする。

1　条約難民及び補完的保護対象者に対する定住の支援

(1)関係行政機関は、相互に協力し、条約難民(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第61条の2第1項の認定を受けている者をいう。)及び補完的保護対象者(法第61条の2第2項又は第3項の認定を受けている者をいう。)に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。

(2)各行政機関は、条約難民及び補完的保護対象者の就労先の確保に努力するものとする。

(3)政府機関及び地方公共団体についても、上記(2)と同様の努力をするよう求めるものとする。

インドシナ難民対策について(抄)

(平成15年３月14日閣議了解)

昭和55年６月17日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」３に規定するヴィエトナムからの家族呼寄せについては、インドシナ３国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、家族呼寄せの円滑かつ確実な完了を期するため、政府は、次の措置を講じるものとする。

1　ヴィエトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う申請手続について、平成15年度末をもって申請受付を終了することとする。

第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について

(平成20年12月16日閣議了解)

政府は、従来、インドシナ難民及び難民条約上の難民として認定された者について、その定住支援策を講じてきたところであるが、国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)は、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させる第三国定住による難民の受入れを各国に推奨しているところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。このような国際的動向を踏まえつつ、我が国においても、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、次の措置を採るものとする。

1　第三国定住による難民の受入れ

（1）関係行政機関は、相互に協力し、我が国における第三国定住による難民の受入れについて、平成22年度からパイロットケースとしての受入れを開始することとする。
（2）関係行政機関は、相互に協力し、（1）により受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）の我が国への定着状況等について調査及び検証を行い、その結果を踏まえ、以後の受入れ体制等について検討することとする。
2　第三国定住難民に対する定住許可条件
平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れに当たっては、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものについて、定住を目的とする入国の許可をすることができるものとする。
（1）UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者
（2）日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子
3　第三国定住難民に対する定住の支援
（1）平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れにおいて、関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
（2）各行政機関は、第三国定住難民の就労先の確保に努力するものとする。
（3）政府機関及び地方公共団体についても、上記（2）と同様の努力をするよう求めるものとする。
4　必要な対応の検討
第三国定住難民をめぐる諸問題については、平成14年８月７日付け閣議了解により設置された難民対策連絡調整会議において、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討することとする。

第三国定住による難民の受入れの実施について

（平成26年１月24日閣議了解）

政府は、平成22年度からパイロットケースとして、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民の第三国定住による受入れを実施してきたところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。このような国際的動向を踏まえつつ、我が国においても引き続き、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、平成27年度から次の措置を採るものとする。
1　第三国定住による難民の受入れ
（1）関係行政機関は、相互に協力し、我が国における第三国定住による難民の受入れについて、パイロットケースを踏まえ継続して実施する。
（2）関係行政機関は、相互に協力し、次の２により受け入れる難民の我が国への定着状況等について調査及び検証を行い、その結果を踏まえ、以後の受入れ体制等について検討することとする。
2　第三国定住による難民に対する定住許可条件
次に掲げる者について、定住を目的とする入国を許可することができるものとする。
（1）マレーシアからの第三国定住による難民の受入れ
マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものとする。
ア　国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者
イ　日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子
（2）タイからの家族呼び寄せ
タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものとする。
ア　UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者
イ　「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成20年12月16日閣議了解）に基づき受け入れた第三国定住による難民の親族であって、相互扶助が可能と認められるもの
3　第三国定住による難民に対する定住の支援
（1）関係行政機関は、相互に協力し、上記２により受け入れる難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
（2）関係行政機関は、上記２（1）により受け入れる難民の就労先の確保に努力するものとする。
（3）政府機関及び地方公共団体についても、上記（2）と同様の努力をするよう求めるものとする。
4　必要な対応の検討等
第三国定住による難民をめぐる諸問題及びその受入れに関する事項については、平成14年８月７日付け閣議了解により設置された難民対策連絡調整会議において、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応の検討・決定を行うものとする。
附 則
この閣議了解は、令和２年４月１日から施行する。

○難民対策に関する内閣官房難民対策連絡調整会議決定

条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について

（平成14年８月７日難民対策連絡調整会議決定）

1　条約難民に対する定住支援等
（1）本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の２第１項の難民の認定を受けているもの（以下「条約難民」という。）への対策については、さきに本年８月７日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。
これを受け、条約難民に対する定住支援策の当面の具体的措置として、条約難民についても、インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に次の業務を委託するものとする。
1）国際救援センターに入所した条約難民に対する次の業務
ア　日本語教育
イ　職業紹介の実施、職業訓練等の委託
ウ　生活援助資金、定住手当、各種の職業援助費等の支給
2）その他、定住支援に必要な業務
この委託に当たっては、関係行政機関は相互に協力し、同財団の業務が円滑に行われるよう努めるものとする。
（2）なお、我が国に定住しているインドシナ難民の家族呼寄せが将来終息に向かう見通しを踏まえ、国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。
2　難民認定申請者への支援
本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の２第１項に基づき難民の認定申請をしているもの等（以下「難民認定申請者」という。）への支援については、難民認定申請者の実態、諸外国の対応例等を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うこととする。

難民に対する情報提供体制の整備について（抄）

（平成15年７月29日難民対策連絡調整会議決定）

1　ネットワークの構築による情報提供の充実・強化
（1）中央における情報ネットワーク
関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「難民事業本部」という。）及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体（以下「難民支援関係民間団体」という。）と連携しつつ、難民支援に関する対外的な担当窓口（連絡先）を設置するなどにより、官民連携の情報ネットワークを構築し、以下のとおり情報提供の充実・強化を図る。
ア　関係行政機関は、難民事業本部及び難民支援関係民間団体が難民認定申請者、条約難民、インドシナ難民、関係地方公共団体等からの難民に関する各種の相談・問合せに対し初動的・基礎的な情報のより充実した提供及び円滑な対応を行うことができるよう、必要な最新の情報をこれら団体に継続的に提供するほか、今後、条約難民の認定者数の推移やニーズ（要求、需要）を踏まえつつ、必要に応じ所要の措置を講ずる。
イ　関係行政機関は、難民事業本部及び難民支援関係民間団体との緊密な連携を確保しつつ、これら団体では対応が困難な専門的な知識を必要とする問合せに的確に対応する。
（2）地域における支援ネットワーク構築の検討
インドシナ難民又は条約難民が多数居住している地域において、地元の官民の関係機関・団体相互の連携を強化し、難民の必要に応じて相互に適切な機関等を紹介するなどにより難民のニーズ（要求、需要）に的確に応える地域における支援ネットワークの構築について、地方公共団体の意見を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行う。
（3）その他
難民認定申請者、条約難民、インドシナ難民に役立つ情報が登載された官民の関係機関・団体作成の広報資料を、難民事業本部をはじめ関係機関・団体の窓口に相互に備えるなど、関係機関・団体相互の連携強化により、関係窓口における情報提供の更なる充実に努める。
2　難民に関連する各種資料の充実
（1）難民生活ハンドブックの作成
ア　従前の「インドシナ難民生活ハンドブック」をインドシナ難民のみならず条約難民をも対象とした「難民生活ハンドブック」に改訂するに当たり、外務省は適宜難民支援関係民間団体から意見を聴取し、他方、関係行政機関は所管行政分野に関する内容の充実を図るため外務省に協力する。
イ　同ハンドブック（改訂版）には、各種の難民支援情報をも盛り込むよう努める。
ウ　同ハンドブック（改訂版）は、今後は、条約難民に対しては、法務省（地方入国管理局）の協力により、認定直後に配布する。
エ　外務省は、同ハンドブックを、将来的には、難民本人に対してのみならず、地域の日本語ボランティアや当事者団体等難民から相談を受ける可能性が高い民間の関係者にも参考配布することができるよう、今後所要の措置を講ずるよう努める。
（2）各種資料の充実
関係行政機関は、その他の難民に関連する各種資料の充実にも努める。

平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について（抄）

（平成15年７月29日難民対策連絡調整会議決定）

平成14年８月７日の難民対策連絡調整会議において、条約難民に対する定住支援策の当面の具体的措置として、条約難民についても、インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることを決定したところであるが、インドシナ難民の受入れが平成17年度をもって終了する見通しであることを踏まえ、条約難民等に対する平成18年度以降の定住支援策の具体的措置については、次のとおりとし、関係行政機関は今後、必要に応じ相互に協力の上、所要の準備を整えておくこととする。
1　新施設における総合的な定住支援
（1）新施設の手当て及び国際救援センターの閉所
国際救援センターに代わる新たな定住支援施設については、インドシナ難民と比べ人数が小規模である条約難民の将来の認定者数の変動等に柔軟に対応できるよう、首都圏に通所式による定住支援施設（以下「通所式難民定住支援施設（仮称）」という。）及び同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設（以下「難民宿泊施設（仮称）」という。）を、それぞれ借上げ方式で確保し、これら新施設において平成18年度当初から定住支援事業を開始することができるよう、今後所要の検討を進める。
なお、国際救援センターは平成17年度末をもって閉所する。
（2）新施設における総合的な定住支援の内容
平成18年度当初から、国際救援センターに代わる新施設において定住支援を受けることを希望する条約難民に対して、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることができるよう、今後所要の検討を進める。
ア　難民宿泊施設（仮称）の提供。ただし、通所式難民定住支援施設（仮称）の通所圏内に居所を有している条約難民で、難民宿泊施設（仮称）への入所を必要としないものについては、当該居所からの通所を妨げない。
イ　難民宿泊施設（仮称）から通所式難民定住支援施設（仮称）に通所するための経費の支給又は手段の提供
ウ　日本語教育
エ　社会生活適応指導

オ　職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）
カ　難民宿泊施設（仮称）からの通所による職業訓練の受講（公共訓練費の支給を伴う。）
キ　新施設への看護師等の派遣及び難民への保健指導のために必要な支援
ク　難民宿泊施設（仮称）入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び難民宿泊施設（仮称）退所時の定住手当の支給
ケ　職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給
コ　新施設における総合的な定住支援を受けるための手続・難民宿泊施設（仮称）への入所のための国内移動の支援
サ　難民宿泊施設（仮称）退所直後に住む住居を探すための支援

（3）定住支援プログラムの実施期間等
ア　定住支援プログラムの実施期間は、通常は180日間とする。
イ　定住支援プログラムの実施回数（開講時期）は、通常は年２回（２期）とする。ただし、将来、条約難民の年間当たりの認定者数が大きく変動した場合には、定住支援プログラムの実施回数（開講時期）について、難民対策連絡調整会議において検討する。

（4）首都圏以外の地区における総合的な定住支援
首都圏以外の地区における総合的な定住支援の提供（そのための通所式難民定住支援施設（仮称）と難民宿泊施設（仮称）の手当てを含む。）について、今後の条約難民の年間当たりの認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において検討する。

2　自立して生活する難民に対する定住支援及び関連するその他の措置
上記１の新施設における総合的な定住支援を受けたことがあるか否かを問わず、地域社会で自立して生活しながら、必要に応じ個々の定住支援等を利用することを希望する条約難民等に対しては、次の措置を講ずることとし、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ支援内容の更なる充実に努める。

（1）教育訓練援助金の支給
今後とも引き続き、子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

（2）職業相談・職業紹介
今後とも引き続き、難民支援関係民間団体との連携強化により、ハローワークにおける通訳の確保に努める。
また、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実に努める。

（3）自主的な日本語学習に対する支援
定住支援施設外での難民の自主的な日本語学習を支援するため、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報、日本語学習教材に関する情報等、難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。
また、今後とも引き続き、難民の日本語学習を支援している日本語ボランテイア団体等に対して、日本語教材の配布や教授法の指導・研修などの援助に努める。
その他、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、日本語教育相談事業の充実に努める。

（4）地方公共団体への協力の要請
ア　住民相談業務等における対応の充実
地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについても、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。
イ　公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討
難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民について、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

平成15年７月29日難民対策連絡調整会議決定「難民に対する情報提供体制の整備について」及び「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」に係る（参考）

難民に特有の事情（未定稿）

○条約難民は迫害を受けるおそれがあるため自国から逃れざるを得なかった（その結果、それまでの生活基盤を失わざるを得なかった）者等であり、その出身国の状態が出国当時のままである（迫害を受けるおそれが継続している）限り半永久的に帰国できない。
○条約難民は出身国政府の保護を受けることができない。
○条約難民は出身国の公的証明書類の発行を受けることができない。
○条約難民はトラウマ（恐怖・ショック・異常経験等による精神の傷）を負っている者が少なくない。
○条約難民としての認定を受けた後も我が国において本人が、あるいは出身国に残された親族が、迫害を受けるおそれがあり、より高度のプライバシー保護を必要とする。
○インドシナ難民の場合は、必ずしも迫害を受けるおそれがあるためではなく、戦災等から逃れた避難民が多いが、避難民であっても、一般的には自国から逃れざるを得なかった者であって、出身国政府の保護を受けることや出身国の公的証明書類の発行を受けることが不可能又は困難であること、トラウマを負っている者が少なくないこと、出身国に必ずしも自由に戻れないこと等、一般の外国人とは異なり、条約難民と類似の状況にある。

難民認定申請者への支援について

（平成16年７月８日難民対策連絡調整会議決定）

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の２第１項に基づき難民の認定を申請しているもの等（以下「難民認定申請者」という。）への支援については、次のとおりとする。
なお、今後の難民認定申請者の変動状況及び施策の実施状況等を的確に把握し、必要に応じ、今後の難民対策連絡調整会議において見直しのための検討を行うものとする。

1　難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援
難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援については、昭和57年７月の難民行政監察（難民の地位に関する条約により庇護の対象とされる難民が庇護を求めてきた時点から、第三国に出国するか又は我が国での難民認定を受けるまでの間、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し、必要な援護を行うための予算措置を講ずる等援護体制を整備する必要がある旨勧告）に基づき実施されている「難民認定申請者に対する保護措置」（生活費（一定額）、住居費（一定限度での家賃補助等）その他の保護費の支給及び当面の居所を自力で確保できない者に対する「難民認定申請者緊急宿泊施設」の提供）により、今後とも引き続き、適切に対応することを基本とする。

2　出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う対応
難民認定申請者で、改正後の出入国管理及び難民認定法第61条の２の４第１項の仮滞在の許可を受けているもののうち生活に困窮するものについても、上記１の措置の対象者である「難民認定申請者のうち生活に困窮するもの」に含まれることから、上記１の措置を同様に適用する。

平成18年度からの国際救援センターの後継難民定住支援施設及び同施設において実施する難民定住支援プログラムの概要

（平成18年３月３日難民対策連絡調整会議幹事会第５回会合資料）

Ⅰ．事業実施施設・実施時期等
○実施場所　国際救援センターの後継施設として開設する難民定住支援事業実施施設（東京都内に開設予定）
施設近傍に宿泊施設を併設
○事業開始時期　平成18年４月から
○事業実施機関　財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

Ⅱ．対象者・受入れ人数等
○対象者　法務大臣により難民として認定された方（いわゆる条約難民）とその家族。（但し、今までに国際救援センター等において日本語教育等一定の定住支援を受けた方を除く。）
○受け入れ人数　平成18年度は、条約難民18人を受け入れ予定。

Ⅲ．後継難民定住支援施設における支援プログラム（概要）
○日本語教育　572時間の日本語教育授業の実施
・プログラムの概要
開設予定のコース：昼間コース及び夜間コース
期間：半年又は通年（受講するコースによる）
○生活ガイダンス　日本での生活上有益な制度、習慣等の諸情報の教授
○職業相談員による職業相談及び職業紹介等の実施

Ⅳ．受講について
○施設における各種支援プログラム、通所者用無料宿泊施設を利用する場合の宿舎費、医療費等は無料で提供。（但し、電話代や嗜好品の購入費等は自己負担。）
○自宅から施設へ通学による受講が可能。または施設の近隣地域に設ける通所者用無料宿舎からの通学も可能。（但し、入舎は約180日間以内に限る。）

Ⅴ．その他
○生活、職業、日本語教育などに関する各種相談に対する、難民事業本部相談員の対応等

第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について

（平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定）
（平成24年３月29日一部改正）
（平成25年３月８日一部改正）

我が国における第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施については、平成20年12月16日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。
これを受け、パイロットケースの具体的な実施方法及び第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対する定住支援策の具体的措置について、次のとおり定めることとする。

第１　パイロットケースの具体的な実施方法
1　パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の人数等
（1）平成22年度から、年に１回のペースで、１回につき約30人（家族単位）の受入れを５年連続して行うこととする。
（2）（1）における「家族」とは、主たる申請者のほか、その配偶者、主たる申請者又はその配偶者の子及び主たる申請者又はその配偶者の親又は未婚の兄弟姉妹であって、日本社会への適応能力があり、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるものからなるものをいう。
（3）（1）により受け入れる第三国定住難民は、タイのメーラ・キャンプ、ヌポ・キャンプ、ウンピアム・キャンプ、メラマルアン・キャンプ及びメラウウ・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。
2　パイロットケースにおける受入れの実態等に関する調査・検証
（1）上記１により受け入れる第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから半年ごとに、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。
（2）（1）の調査結果等に基づき、パイロットケースの実施状況を検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、以後の受入れ体制等について検討を行うこととする。
3　パイロットケースにおける広報活動
受入れの対象となる難民に対し、広報活動を行い、定住支援策等に関する情報を周知するよう努める。
4　パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の選考
（1）国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）から候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、受入れ予定者を決定し、UNHCRに通知する。
（2）書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。
（3）面接調査は、UNHCR及び国際移住機関（以下「IOM」という。）等の協力を得て、タイにおいて行う。

第２　第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置
1　第一次庇護国であるタイから我が国に入国するまでの支援
（1）IOM に委託し、タイにおいて、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、計３ないし４週間の出国前研修及び健康診断を実施する。
（2）出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。
（3）第三国定住難民がタイの難民キャンプから我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。
2　定住支援施設における総合的な定住支援
（1）定住支援施設及び宿泊施設の手当て
第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、首都圏に通所式による定住支援施設（以下「第三国定住難民定住支援施設」という。）、同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設（以下「第三国定住難民宿泊施設」という。）を、それぞれ借上げ方式により確保する。
（2）入国当初の初動支援
ア　パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、第三国定住難民宿泊施設に入所させ、健康診断を実施する。
イ　到着直後から一週間程度、第三国定住難民宿泊施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。
（3）第三国定住難民定住支援施設における総合的な定住支援の内容
パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、第三国定住難民定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。
ア　日本語教育
イ　社会生活適応指導
ウ　職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）
エ　第三国定住難民宿泊施設からの通所による職業訓練の受講
オ　児童・生徒の就学のための支援
カ　第三国定住難民宿泊施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退所時の定住手当の支給
キ　第三国定住難民宿泊施設から第三国定住難民定住支援施設に通所するための経費の支給等
ク　職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給
ケ　第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給
コ　第三国定住難民宿泊施設退所直後に住む住居を確保するための支援

（4）入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間
定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて180日間とする。

3　第三国定住難民定住支援施設退所後の定住支援等
（1）第三国定住難民定住支援施設退所後６か月間における定住支援
ア　職場適応訓練の受講
イ　日本語学習に対する支援
第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。
また、必要に応じ、以下の支援を実施する。
①日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）
②日本語教材の配布
③日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）
ウ　生活相談員による定期的な指導・助言
第三国定住難民定住支援施設に生活相談員を配した相談窓口を設け、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その生活状況を確認しつつ、行政手続、住居、職業、就学等に関する相談、精神的な悩みに関する相談等に応じ、指導・助言を行う。

必要に応じ、生活相談員は地域定住支援員をもって代えることができる。

エ　地域定住支援員による支援

第三国定住難民が定住生活を開始した地域に地域定住支援員を配置し、定住支援施設退所後の第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行う。

地域定住支援員は、地域における関係者（地方公共団体、事業所、学校、医療機関、保育所、自治会等。以下「地域関係者」という。）の関心等を踏まえ、地域関係者と第三国定住難民とのネットワークを構築するとともに、第三国定住難民への理解が深まるように、必要に応じて地域関係者へ情報提供を行うことにより、第三国定住難民が地域関係者から円滑に支援を受けられるようにする。

（２）上記６か月経過後の定住支援

ア　職業相談・職業紹介

難民支援関係民間団体との連携強化により、通訳の確保に努めるとともに、ハローワークを含め第三国定住難民のニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実に努める。

イ　職業訓練の受講

ウ　日本語学習に対する支援

第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ、日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、以下の支援の実施に努める。

①日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）

②日本語教材の配布

③日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

エ　継続的な生活支援

第三国定住難民の定住の状況を踏まえつつ、必要に応じ、上記３（１）エの地域定住支援員による支援を継続することとする。

（３）その他関連措置

ア　教育訓練援助金の支給

第三国定住難民の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

イ　住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民に対しても同様に行うとともに、今後とも引き続き、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

ウ　公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民のみならず第三国定住難民についても、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

第３　その他

既に受け入れた第三国定住難民が、将来的に我が国において自立定住して扶養能力を有することが認められるようになった場合における被扶養者との相互扶助を前提とした被扶養者の呼び寄せについて、今後、具体的に検討していくこととする。

第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について

（平成26年１月24日難民対策連絡調整会議決定）
（平成29年６月30日一部改正）
（令和元年6月28日一部改正）
（令和8年7月24日一部改正）

令和２年度以降の我が国における第三国定住による難民の受入れについては、令和元年６月28日付け一部改正された閣議了解（以下「本閣議了解」という。）により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、その具体的な実施方法及び本閣議了解による第三国定住による難民に対する定住支援策の具体的措置について、次のとおり定めることとする。

なお、令和８年度までの第三国定住による難民の受入れについては、令和８年７月24日付け一部改正の前の本決定によることとし、令和９年度以降については、本決定に基づき実施することとする。

第１　具体的な実施方法

１　本閣議了解２（１）に基づき受け入れる第三国定住による難民（以下「第三国定住難民」という。）の人数等

（１）アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するものを受入れの対象とし、年に１回から２回のペースで、年に約60人の範囲内で受入れを行うこととする。

（２）上記（１）のアジア地域とは、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル及びラオスとする。

（３）受入れは、主たる申請者及びその家族からなる世帯を基本とし、主たる申請者のみについても行うものとする。なお、ここにいう「家族」とは、主たる申請者の配偶者、主たる申請者若しくはその配偶者の子、親又は未婚の兄弟姉妹であって、日本社会への適応能力があるものをいう。

（４）上記（３）の世帯にあっては、世帯の一部の者が職に就くことにより、世帯全体が生活を営むに足りることが見込まれるものとする。

２　受入れの実態等に関する調査・検証

（１）平成22年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対 する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから５年間は定期的に、その後は必要に応じて、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。

（２）（１）の調査結果等に基づき、受入れ実施状況について検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、受入れ体制の在り方等について検討を行い、本決定に基づく難民の受入れの実施後５年を目途として、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

３　広報活動

（１）受入れの対象となり得る難民に対し、広報活動を行い、定住支援策等に関する情報を周知するよう努める。

（２）第三国定住難民に対する理解を得るとともに、円滑な定住支援策等の実施に資するよう、第三国定住難民を受け入れる意義等について広報活動を行う。

４　受け入れる第三国定住難民の選考・定住先の決定

（１）我が国が受け入れる第三国定住難民が一時滞在している国（以下「対象国」という。）は難民対策連絡調整会議において検討の上決定する。

（２）UNHCRと調整の上、候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、難民対策連絡調整会議において受入れ予定者を決定し、UNHCRに通知する。

（３）書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。

（４）面接調査は、UNHCR及び国際移住機関（以下「IOM」という。）等の協力を得て、対象国において行う。

（５）定住支援施設における総合的な定住支援終了後の第三国定住難民の定住先地域は、難民対策連絡調整会議において受入れ先の受入れ態勢等について確認の上で決定する。

５　定住支援に係る情報共有・連携

定住支援につき、定住先地域や定住候補地域における関係者（地方公共団体、雇用者、教育機関、医療機関、保育所、民間協力者等。以下「地域関係者」という。）との間で共通の認識を有することができるよう、定住支援の目的・内容、政府及び地域関係者の役割等につき、必要な周知を行うとともに、地域関係者との連携強化に努める。

第２　第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

１　対象国から我が国に入国するまでの支援

（１）IOMに委託し、対象国において、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、出国前研修及び健康診断を実施する。

（２）出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。

（３）第三国定住難民が対象国から我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

２　定住支援施設における総合的な定住支援

（１）定住支援施設及び居住施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、定住支援施設及び居住施設（定住支援施設と同一の施設でも構わない。）を確保する。

（２）入国当初の初動支援

ア　受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、居住施設に入所させ、健康診断を実施する。

イ　到着直後から一週間程度、居住施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

（３）定住支援施設における総合的な定住支援の内容

受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

ア　日本語教育

イ　社会生活適応指導

ウ　職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）

エ　職場体験講習の受講

オ　児童・生徒の就学のための支援

カ　居住施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退所時の定住手当の支給

キ　居住施設から定住支援施設に通所するための経費の支給等

ク　移転援助費等の就職援助金の支給

ケ　第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給

コ　居住施設退所直後に住む住居を確保するための支援

（４）入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間

定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて約180日間とする。

３　定住支援施設退所後の定住支援等

（１）定住支援施設退所後６か月間における定住支援

ア　職場適応訓練の受講

イ　日本語学習に対する支援

定住支援施設に日本語教育相談員を配置し、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、必要に応じ、以下の支援を実施する。

①　日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）

②　日本語教材の配布

③　日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

ウ　生活相談員による定期的な指導・助言

定住支援施設に生活相談員を配置し、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その生活状況を確認しつつ、行政手続、住居、職業、就学等に関する相談、精神的な悩みに関する相談等に応じ、指導・助言を行う。

必要に応じ、生活相談員は地域定住支援員をもって代えることができる。

エ　地域定住支援員による支援

第三国定住難民が定住生活を開始する地域に地域定住支援員を配置し、定住支援施設退所後の第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行う。

地域定住支援員は、地域関係者の関心等を踏まえ、地域関係者と第三国定住難民とのネットワークを構築するとともに、第三国定住難民への理解が深まるように、必要に応じて地域関係者へ情報提供を行うことにより、第三国定住難民が地域関係者から円滑に支援を受けられるようにする。

（２）前記６か月経過後の定住支援

ア　職業相談・職業紹介

ハローワークや難民支援関係民間団体との連携強化により、第三国定住難民のニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ、通訳の確保、職業相談・職業紹介に努める。

イ　日本語学習に対する支援

定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ、日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、以下の支援の実施に努める。

①　日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）

②　日本語教材の配布

③　日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

ウ　継続的な生活支援

第三国定住難民の定住の状況を踏まえつつ、必要に応じ、前記３（１）エの地域定住支援員による支援を継続することとする。

エ　定住支援の終期等

上記イ及びウの定住支援は、５年程度継続することを基本としつつ、第三国定住難民の個別の状況に応じ、適当な支援期間を検討することとする。なお、定住支援が終了した後も、必要に応じ、難民一般に対する支援や地域に定住する外国人向けの各種施策に係る情報の提供等を行うものとする。

（３）その他関連措置

ア　教育訓練援助金の支給

第三国定住難民の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

イ　住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民に対しても同様に行うとともに、今後とも引き続き、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

ウ　公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民のみならず第三国定住難民についても、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

エ　地域定住支援員への支援強化

定住先における支援策の実施に当たっては、地域定住支援員の役割が重要であることに鑑み、その人材確保を図るとともに、地域定住支援員に対して、研修等による適時適切な情報提供を行う。

オ　ICTの活用

各種定住支援策の実施を合理化する観点から、ICTの活用を検討し、実施できるものから実施する。

第３　第三国定住難民の家族呼び寄せ

１　我が国が受け入れた第三国定住難民（家族呼び寄せにより受け入れた者を除く。）がその家族の呼び寄せを希望する場合において、その家族が、UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するものであって、かつ、同難民とその家族との相互扶助によりそれぞれの生活を自ら維持していくことが可能であると認められるときは、その家族を受け入れることができるものとする。

2　前記１により受け入れる家族は、家族の呼び寄せを希望する第三国定住難民が一時滞在していた国に一時滞在している親族を基本とする。
3　受入れの可否は書類選考等の結果に基づき、難民対策連絡調整会議において決定し、UNHCRに通知する。
4　受け入れた家族に対し、必要に応じ、前記第２と同様の定住支援を行う。

第４　第三国定住難民であることの証明書の交付
　出入国在留管理庁は、第三国定住難民から同難民であることを証する証明書の交付申請があった場合には、申請者に対し、同証明書を交付する。

補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について

（令和５年12月１日難民対策連絡調整会議決定）

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第61条の２第２項又は第３項の補完的保護対象者の認定を受けている者（以下「補完的保護対象者」という。）への対策については、本日、一部改正された平成14年８月７日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、補完的保護対象者及び法第61条の２第２項の補完的保護対象者の認定を申請している者（以下「補完的保護対象者認定申請者」という。）に対する支援に関する当面の具体的措置等について、次のとおり定める。

第１　補完的保護対象者への定住支援事業等
1　定住支援のための施設の開所
　補完的保護対象者への定住支援事業については、通所式による定住支援施設（以下「定住支援センター」という。）及び定住支援センターへの通所圏内に居住専用の宿泊施設（以下「補完的保護対象者宿泊施設」という。）を開所し、令和６年度から開始することとする。
2　定住支援センターにおける総合的な定住支援
（1）　定住支援センターにおける総合的な定住支援の内容
　定住支援を受けることを希望する補完的保護対象者に対しては、必要に応じ、以下の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。
ア　定住支援センターに通所する補完的保護対象者に対する補完的保護対象者宿泊施設の提供。ただし、定住支援センターへの通所圏内に居所を有しているなど補完的保護対象者宿泊施設への入所を必要としない者については、この限りでない。
イ　日本語教育
ウ　社会生活適応指導
エ　定住支援センター等への看護師等の配置及び補完的保護対象者への保健指導のために必要な支援
オ　定住支援プログラム受講期間中の生活援助費、医療費等の支給及び定住支援プログラム修了時の定住手当の支給
カ　補完的保護対象者宿泊施設から定住支援センターに通所するための交通費の支給又は手段の提供
キ　定住支援プログラムを受講するための手続及び補完的保護対象者宿泊施設への入所のための国内移動の支援
ク　補完的保護対象者宿泊施設退所直後の住居を探すための支援
(2)　定住支援プログラムの実施期間等
ア　定住支援プログラムは昼間コースと夜間コースに分けて実施することとし、実施期間は、昼間コースは６月間、夜間コースは12月間とする。
イ　定住支援プログラムの実施回数（開講時期）は、昼間コースは毎年２回（４月、10月）、夜間コースは毎年１回（４月）とする。ただし、今後、補完的保護対象者の認定者数が大きく変動した場合などは、定住支援プログラムの実施回数等について、難民対策連絡調整会議において検討するものとする。
ウ　補完的保護対象者宿泊施設に入所しない者は、定住支援プログラムをオンラインで受講することができる。

3　自立して生活する補完的保護対象者に対する定住支援及び関連するその他の措置
　上記２の定住支援プログラムを受けたことがあるか否かを問わず、地域社会で自立して生活しながら、個々の定住支援策を利用することを希望する補完的保護対象者に対しては、必要に応じ、次の措置を講ずることとする。
(1)　教育訓練援助金の支給
　補完的保護対象者の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。
(2)　職業相談・職業紹介
　関係団体と連携し、職業相談・職業紹介の充実、その際の通訳の確保に努める。
(3)　自主的な日本語学習に対する支援
　定住支援センター外での補完的保護対象者の自主的な日本語学習を支援するため、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語教育機関等に関する情報、日本語学習教材に関する情報等、補完的保護対象者の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。
　また、補完的保護対象者の日本語学習を支援している日本語教育機関等に対して、日本語教材の配布や研修等の援助に努める。
(4)　各種相談対応
　補完的保護対象者からの生活、職業、日本語教育等に関する各種相談に対応するため、定住支援センター等に相談員を配置する。
(5)　地方公共団体への協力の要請
ア　住民相談業務等における対応の充実
　地方公共団体が外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、補完的保護対象者に対しても同様に行うとともに、引き続き、関係団体等との連携により通訳の確保など対応の充実に努めるよう求める。
イ　公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討
　補完的保護対象者に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間在住していることを公営住宅の入居要件の一つとしている地方公共団体に対し、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

第２　補完的保護対象者認定申請者に対する支援
　補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮するなど保護が必要と認められる者に対する生活費（一定額）、住居費（一定限度での家賃扶助等）その他の保護費の支給、当面の居所を自力で確保できない補完的保護対象者認定申請者に対する「補完的保護対象者認定申請者緊急宿泊施設」の提供に努めるものとする。

第３　その他
　今後の補完的保護対象者及び補完的保護対象者認定申請者に対する支援については、補完的保護対象者の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものとする。

5. 年 表

年	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
1975-1978 *S50-S53*	75年4月17日 プノンペン陥落 75年4月30日 サイゴン陥落 75年12月2日 ラオス人民民主共和国成立 76年1月3日 民主カンボジア成立　大量の難民発生 76年7月2日 ベトナム社会主義共和国成立	75年5月12日 初めてボートピープルが日本に上陸 77年9月20日 「ベトナム難民対策について」閣議了解 78年4月28日 「ベトナム難民の定住許可について」閣議了解 78年9月3日 本邦一時滞在難民に対し初めて定住許可	
1979 *S54*	5月30日 UNHCRとベトナム政府間で合法出国計画（ODP）実施に関する覚書締結 7月20-21日 インドシナ難民問題国際会議開催	2月7日 外務省アジア局に「東南アジア難民問題対策室」設置 4月3日 閣議了解により500人の定住枠を設定 7月13日 内閣に「インドシナ難民対策連絡調整会議」設置	11月2日 政府より業務委託を受け、アジア福祉教育財団内に難民事業本部（RHQ）が発足 12月11日 姫路定住促進センター開所
1980 *S55*	3月 UNHCRとラオス政府の共同で難民自主帰還計画に着手 5月26日～27日 カンボジア難民救済国際会議開催	2月2日 民間団体によって「インドシナ難民救援連絡会」発足 6月17日 閣議了解により定住枠500人から1,000人に拡大、ベトナムからの家族呼び寄せ（ODP）の許可	1月10～26日 第一回本邦定住条件適格者調査団を東南アジアの難民キャンプに派遣 2月29日 大和定住促進センター開所
1981 *S56*		4月28日 閣議了解により定住枠1,000人から3,000人に拡大、元留学生などを定住枠の対象に含める 6月5日 難民条約締結を国会承認 12月17日 家族呼寄せ（ODP）で20人が初来日	7月17日 レセプションセンターの運営委託が閣議了解で決定 8月1日 レセプションセンター準備室発足
1982 *S57*	6月22日 民主カンボジア連合政権成立	1月1日 難民条約発効 1月1日 「出入国管理及び難民認定法」施行 7月6日 行政管理庁による「難民行政監察結果に基づく勧告」が出される	2月1日 大村難民一時レセプションセンター開所 3月27日 姫路定住促進センターにベトナムからの呼寄せ家族（ODP）が初めて入所 7月 難民事業に対する行政監察
1983 *S58*		11月1日 閣議了解により定住枠が3,000人から5,000人に拡大	3月7～15日 難民定住調査のため米国に調査団派遣 4月1日 国際救援センター開所
1984 *S59*			11月 広尾に財団ビル完成、財団事務局と難民事業本部が入居
1985 *S60*		7月9日 閣議了解により定住枠が5,000人から10,000人に拡大	10月1日 難民相談員制度発足
1986 *S61*	12月31日 タイ政府　カオイダンキャンプを閉鎖		11月29日～12月20日 三原山噴火による伊豆大島避難民319人が国際救援センターに緊急避難
1987 *S62*		8月28日～9月18日 本邦定住ベトナム難民が初めて一時帰国 12月 本邦難民定住者数が5,000人を超える	
1988 *S63*		12月 本邦定住カンボジア難民が初めて一時帰国	11月17日 インドシナ難民定住促進懇談会開催

年	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
1989 H1	6月13～14日 インドシナ難民国際会議にて、CPA（包括的行動計画）の開始が決定 9月30日 カンボジアからのベトナム軍撤退完了	6～8月 いわゆる偽装難民の上陸 6月13～14日 国際会議において、今後3年間で1,000人のベトナム難民の本邦受入れを表明 8月4日 ボート・ピープルの年間本邦上陸者数が過去最高を記録 9月12日 閣議了解により、難民資格審査（スクリーニング）制度開始	定住難民日本語学習援助事業開始 6月30日 いわゆる偽装難民が国際救援センターに入所 7月10日 難民事業本部が「外務大臣表彰」を受賞 8月30日 国際救援センターの入所者数が過去最高を記録（1,254人） 9月16～18日 国際救援センターにてベトナム難民入所者と中国系入所者が衝突 10月5～12日 国際救援センターに入所するベトナム難民95人が都の施設へ一時緊急避難 10月24日 いわゆる偽装難民658人が入管施設に移送される 12月12日 財団設立20周年及び難民事業本部設置10周年の記念式典を開催
1990 H2		6月1日 いわゆる偽装難民の中国送還のため改正入管法が施行	10月27日 皇后陛下より花と茶菓子等が国際救援センターに下賜
1991 H3	1月1日 第8代難民高等弁務官に緒方貞子氏が就任		8月2日 ベトナムからの家族呼び寄せ（ODP）者が初めて国際救援センターに入所
1992 H4	国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）発足 3月30日 カンボジア難民の帰還開始		10月 インドシナ難民定住状況調査を実施
1993 H5	3月30日 カンボジア難民の帰還終了 9月24日 カンボジア王国の新政府発足、新憲法公布		
1994 H6	2月14日 インドシナ難民国際会議にて、95年末までのインドシナ難民問題の解決を決定	3月4日 閣議了解によりボートピープルのスクリーニング制度廃止（以降不法入国扱い） 12月6日 閣議了解により10,000人の定住枠を廃止	大和定住促進センターの全面改築工事
1995 H7	7月 ベトナム、東南アジア諸国連合ASEANへ加盟 8月5日 アメリカとベトナムの国交正常化	1月17日 阪神・淡路大震災でベトナム難民約700人が被災 10月26日 内閣がインドシナ難民フォーラムを開催 10月27～28日 外務省等がインドシナ難民国際セミナーを開催	3月8日 国際救援センターにて一般入国者が初めて入所する 3月31日 大村難民一時レセプションセンター閉所 4月 難民認定申請者への援助事業を外務省より委託し開始 4月 難民支援海外事業等を開始 4月1日～2003年3月 日本語通信教育事業開始 10月1日～1997年3月31日 地震被災者のため神戸事務所を設置
1996 H8	3月5～6日 インドシナ難民国際会議にて、CPA（包括的行動計画）の6月末終了を決定、各国のインドシナ難民受入れが終了に向かう	本邦の難民定住者が10,000人を超える	1月14日～2月3日 ベトナムODPの現地面接調査開始 3月18～19日 「難民の国際保護に関するワークショップ」開催（UNHCRとの共催） 3月31日 姫路定住促進センターを閉所 6月18日 関西支部を開設 10月1日、18～19日 「プログラムマネージメントワークショップ」開催（UNHCRとの共催） 11月19日 「インドシナ難民定住促進セミナー」を神戸にて開催（内閣との共催）
1997 H9	7月 ミャンマーとラオスがASEANへ加盟		7月 第一回連続セミナー「わたしたちの難民問題」開催

年	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
1998 H10			3月31日 大和定住促進センターを閉所
1999 H11	4月 カンボジアがASEANへ加盟 12月 タイ、バン・ナポキャンプのラオス難民帰還終了		1月31日 第一回インドシナ難民児童に対する日本語教育勉強会開催 7月23日 第一回難民理解出前講座開催 10月24日 財団設立30周年及び難民事業本部設置20周年の記念式典を開催
2000 H12	12月4日 国連総会で2001年から毎年6月20日を「世界難民の日」に制定 12月31日 第8代難民高等弁務官を緒方貞子氏が退任		4月22日 シンポジウム「これからの難民支援」を神戸にて開催
2001 H13			8月2～3日 難民支援機関スタディツアーを開催
2002 H14		8月7日 閣議了解により、03年度より条約難民に対し定住支援の実施を決定。また、「インドシナ難民連絡調整会議」に代わり、新たに「難民対策連絡調整会議」の設置を決定	
2003 H15		3月14日 ベトナム難民の家族呼寄せ（ODP）の申請受付を04年3月末を以て終了することを決定	9月 国際救援センターへの条約難民の入所を開始 12月 難民認定申請者の緊急宿泊施設「ESFRA」開設
2004 H16			6月24日 シンポジウム「難民問題の現状と国際公共政策の課題」開催
2005 H17		5月16日 改正入管法施行により難民審査参与員制度導入	6月18日 シンポジウム「日本における難民支援のこれから」開催
2006 H18			3月31日 国際救援センターを閉所 4月 RHQ支援センターを開所
2007 H19			3月24日 シンポジウム「難民の定住課題」開催
2008 H20		12月16日 閣議了解により第三国定住による難民受入れに関するパイロットケースの実施を決定 12月19日 難民対策連絡調整会議により第三国定住による難民受入れに関するパイロットケースの具体的措置を決定	3月1日 シンポジウム「日本における難民条約発効25周年を迎えて」開催 12月12日 財団設立40周年及び難民事業本部設立30周年の記念式典を開催
2010 H22			9月～11年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第1陣5世帯27名に対する定住支援プログラムを実施
2011 H23	シリア内戦の発生		9月～12年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第2陣4世帯18名に対する定住支援プログラムを実施
2012 H24		3月29日 難民対策連絡調整会議により、3年間としていた第三国定住による難民受入れに関するパイロットケースの実施を2年間延長することを決定 7月9日 在留管理制度が「外国人登録」制度から「在留カード」制度に変更	4月1日 アジア福祉教育財団が公益財団法人格を取得
2013 H25		3月8日 難民対策連絡調整会議により、第三国定住による難民受入れに関するパイロットケースの受入れ対象範囲の拡大を決定	9月～14年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第4陣4世帯18名に対する定住支援プログラムを実施

年	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
2014 H26		1月24日 閣議了解によりパイロットケース終了後の第三国定住による難民受入れの継続的な実施と新たな受入れ対象範囲を決定	9月～15年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第5陣5世帯23名に対する定住支援プログラムを実施
2015 H27	欧州への難民の流入が激増、EU加盟国への庇護申請者が100万人を超え過去最高を記録	5月 G7伊勢志摩サミットにてシリア人留学生を5年間で最大150人受け入れることを発表	9月～16年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第6陣6世帯19名に対する定住支援プログラムを実施
2016 H28	3月 欧州における難民の大量流入への対応策としてEUとトルコが共同で「EU・トルコ声明」を発表 9月19日 国連にて「難民と移民に関する国連サミット」開催、ニューヨーク宣言を採択		9月～17年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第7陣7世帯18名に対する定住支援プログラムを実施
2017 H29	8月 ミャンマーラカイン州にて発生した武力衝突により推計数十万人が隣国バングラデシュに避難	6月30日 難民対策連絡調整会議により、第三国定住難民に対して法務省が証明書を交付することが決定	9月～18年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第8陣8世帯29名に対する定住支援プログラムを実施
2018 H30	12月17日 国連にて「難民に関するグローバルコンパクト」が採択		9月～19年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第9陣5世帯22名に対する定住支援プログラムを実施
2019 R1		6月28日 閣議了解により、第三国定住による難民の定住許可要件が令和2年4月1日から変更となり、受入れ可能な難民がマレーシアのミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民への拡大、受入れ人数は毎年約60人の範囲内（年2回）に拡大	9月～20年3月 RHQ支援センターで第三国定住難民（ミャンマー難民）第10陣6世帯20名に対する定住支援プログラムを実施
2020 R2			6月～21年3月 RHQ支援センターにおける条約難民に対する定住支援プログラムにオンライン授業を導入
2021 R3	2月 ミャンマーで軍によるクーデターが発生 8月 アフガニスタンから米軍撤退、武装勢力タリバンがカブールへ進攻し暫定政権樹立を発表		4月～22年3月 RHQ支援センターにおける条約難民に対する定住支援プログラムをオンライン授業で実施
2022 R4	2月 ウクライナにロシア軍が軍事侵攻を開始	3月 ウクライナ避難民対策連絡調整会議の設置を決定	3月 政府より委託を受け、ウクライナ避難民受入支援業務を開始 4月～9月 第三国定住難民（ミャンマー難民）第11陣4世帯6名に対する定住支援プログラムを実施 9月～23年3月 第三国定住難民第12陣16世帯29名に対する定住支援プログラムを実施
2023 R5	12月 第2回グローバル難民フォーラム（GRF）開催（日本が共同議長国を務めた）	6月 改正出入国管理及び難民認定法成立（補完的保護対象者認定制度の創設、送還停止効の例外規定の創設、罰則付き退去命令制度の創設　等） 12月1日 ・閣議了解及び難民対策連絡調整会議の決定により、補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等が決定 ・補完的保護対象者認定制度の施行	3月～9月 第三国定住難民第13陣20世帯21名に対する定住支援プログラムを実施 9月～24年3月 第三国定住難民第14陣11世帯26名に対する定住支援プログラムを実施 12月 補完的保護対象者認定申請者への援助事業を開始
2024 R6		6月10日 改正出入国管理及び難民認定法の完全施行（送還停止効の例外規定の創設、罰則付き退去命令制度の創設等の施行） 9月 日本グローバル難民フォーラムネットワーク始動	３月～9月 第三国定住難民第15陣21世帯29名に対する定住支援プログラムを実施 4月 RHQ支援センターで補完的保護対象者とその家族を対象とした定住支援プログラムを開始 9月～25年3月 第三国定住難民第16陣10世帯17名に対する定住支援プログラムを実施

年	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
2025 R7		4月 難民支援事業が外務省から出入国在留管理庁へ移管	3月～9月 第三国定住難民第17陣2世帯9名に対する定住支援プログラムを実施 6月25日～27日 難民事業本部がスイス・ジュネーブで開催されたThe 2025 Consultations on Resettlement and Complementary Pathways（CRCP）会合で第三国定住支援の取組を発表 9月～26年3月 第三国定住難民第18陣1世帯5名に対する定住支援プログラムを実施
2026 R8			6月14日～19日 難民事業本部がスイス・ジュネーブで開催されたConsultations on Resettlement and Complementary Pathways (CRCP) 2026会合に参加

© UNHCR/Jose Cendon
The 2025 Consultaions on Resettlement and Complementary Pathways（CRCP）会合の様子

定住地での難民の様子や難民事業本部の活動等は、当団体ホームページ・X（旧Twitter）でも紹介しています！

HP https://www.rhq.gr.jp/ または

X https://x.com/RefugeeHQ または

公益財団法人アジア福祉教育財団 **難民事業本部**

本部事務所

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27 アジア福祉教育財団ビル2F
TEL：03-3449-7011／FAX：03-3449-7016

東京メトロ日比谷線「広尾駅」4番出口隣

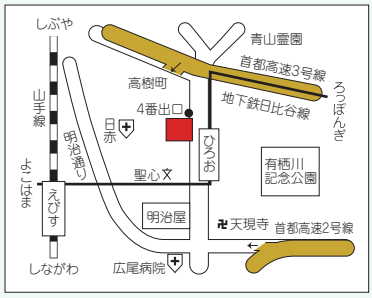

関西支部

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18
JR神戸駅NKビル11F（令和8年12月よりJ.NODE神戸11F）
TEL：078-361-1700／FAX：078-361-1323

JR「神戸駅」前

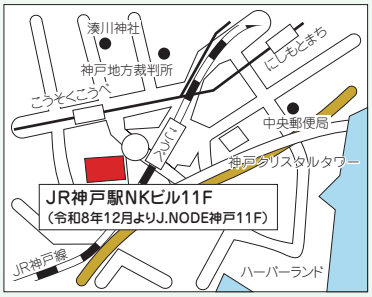

RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
TEL：03-5292-2144／FAX：03-5292-2043

発行日：2026（令和8）年9月
発　行：公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27 アジア福祉教育財団ビル2F
TEL：03-3449-7011／FAX：03-3449-7016
https://www.rhq.gr.jp/

RHQ　難民

RHQ
公式X

RHQ
難民に向き合い未来を築く
Refugee Assistance HeadQuarters